

よくあるご質問【県内全域（熊本市、有明地域以外）の方】（2021.6.11時点）

■要請内容等について

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|--|
| 1 | 協力金支給の対象となる要請の期間はどのようになっていますか？ | 令和3年5月16日（日）午後9時～令和3年6月13日（日）午後12時まで |
| 2 | 要請の内容はどのようなものですか？ | 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（このうち食品衛生法の飲食店営業又は喫茶店営業許可を受けた者が使用する施設）について、午後9時から翌日午前5時までの間（ただし、令和3年6月13日にあっては、午後12時まで）、営業をしないよう要請するものです。 ※ネットカフェ、マンガ喫茶等、宅配サービス又はテイクアウトサービスの提供のみを行う施設は対象外です。 |
| 3 | 仕入れ・アルバイトの調整等があり、対象期間初日からの対応が出来なかったが、協力金は支給できますか？ | 遅くとも5月18日（火）から午後9時までの営業時間の短縮を行っていただいた場合、支給対象となります。 |
| 4 | 対象となるエリアは具体的にどこですか？ | 熊本県内全域のうち、熊本市及び有明地域以外となります。 |
| 5 | ランチ営業のみの飲食店は対象になりますか？ | 要請の対象外なので、協力金の対象になりません。 |
| 6 | 今回の要請期間よりも前から、（コロナの影響により）自らの判断で営業時間を午後9時までに短縮していた場合、協力金の支給対象になりますか？ | 3月の営業実態確認書類をもって、通常営業時間が午後9時を超える事が確認できた場合に支給対象としますので、3月の時点で営業時間を自らの判断で午後9時までに短縮していた場合は、申し訳ございませんが、支給対象となりません。 |
| 7 | コンビニエンスストアのイートインスペースを閉鎖（時短）した場合も協力金の対象になりますか？ | コンビニエンスストアは要請の対象外なので、協力金の対象になりません。 |
| 8 | ショッピングセンター内のフードコートの店舗が時短した場合も協力金の対象となりますか？ | 個々の店舗がそれぞれ受給の要件を満たせば対象になります。 |
| 9 | 以下のような場合は協力金の対象となりますか？ ・ホテルや旅館等宿泊施設の宴会場 ・結婚式場や葬儀場 ・マージャン店 ・社団法人や財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人） | 営業時間の短縮の協力要請を実施する前から、飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得し、午後9時を超えて客席の使用を伴う営業を行っている場合は協力金の対象となります。 |
| 10 | 予約が入ったときだけ夜も営業しているカフェ等は対象ですか？ | 3月の営業実態確認書類をもって、通常営業時間が午後9時を超える事が確認できた場合に支給対象とします。 |
| 11 | 酒類の提供は午後8時30分までとなっているがどういう意味ですか？ | 酒類の提供が午後8時30分までとなり、午後9時までにはお客様に退店していただくということです。 |
| 12 | 午後9時以降にデリバリー、テイクアウトで営業してもよいですか？ | デリバリーやテイクアウトは要請の対象外です。 午後9時までにお店を閉じた飲食店等が、その後デリバリー、テイクアウトを行ったとしても協力金の対象となります。 |
| 13 | 時短営業せず休業した場合でも、協力金支給の対象となりますか？ | 時短要請期間中に休業した場合も協力金の対象となります。 |

■協力金について

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|---|
| 14 | 協力金の額はいくらになりますか？ (中小企業の場合) | 対象となる店舗における1日あたりの売上高に応じて変わります。 ①8万3333円以下の場合：2.5万円/日 ②8万3334円～25万円の場合：2.5万円～7.5万円/日 ③25万超の場合：7.5万円/日 【売上高の算定方法】 1 前年度又は前々年度の確定申告書の控え等に記載された時短要請月と同じ月の売上高÷当該月の日数とします。 2 1の方法では算定が困難な場合は、前年度又は前々年度の確定申告書の控え等に記載された年間売上高÷365によることも可能です。 ※ 大企業の場合と同様に、前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額から算出する方法も選択可能です。詳しくはNo15をご覧ください。 |
| 15 | 協力金の額はいくらになりますか？ (大企業の場合) | 1日あたりの売上高の減少額×4割となります。 上限額は20万円/日若しくは前年度又は前々年度の1日あたり売上高×3割の低い方となります。 ※1日あたりの売上高の算出方法はNo14と同様です。 |
| 16 | 1日あたりの売上高はどうやって確認しますか？ | 前年度又は前々年度の確定申告書の写し、店舗若しくは事業部門ごとの月別売上が確認できる書類等の写しをもって確認します。 ※ 上記書類が無い場合に必要となる書類については、【はじめにお読みください】の「3 必要書類」の部分をご覧ください。 |
| 17 | 令和元年5月以降に営業を開始した場合は、必ず令和2年4月の売上高÷日数としなければならないのですか？ | 令和元年5月以降に営業を開始し、前々年度の対象月の売上高が存在しない場合は、No14の【売上高の算定方法】の2も選択可能です。 |
| 18 | 複数店舗を有していますが、店舗の数だけ協力金が交付されますか？ | 【紙による申請の場合】 対象店舗毎に算定された額の合計金額を申請者にまとめて交付します。 【電子申請の場合】 対象店舗毎に算出された金額を店舗毎に別々に交付します。 |
| 19 | 複数店舗を経営しているが、確定申告書は事業所として1つしかないが、どうやって各店舗の売上を確認しますか？ | 前年度又は前々年度の店舗若しくは事業部門ごとの月別売上が確認できる書類等の写し（売上帳簿等の写しを含む）をもって確認します。 |
| 20 | 新規開業特例について、いつから営業を開始していれば協力金の交付対象となりますか？ | 遅くとも時短営業要請日（5月16日）の前日（5月15日）までに時短営業要請の対象となる店舗をオープンし、午後9時～午前5時の間に営業していた実績がある場合、協力金の対象となります。 |

■協力金の申請方法について

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---------------------------------|--|
| 21 | 申請受付期間はいつからですか？ | 令和3年6月14日（月）から7月30日（金）の期間で受付を行います。 |
| 22 | 申請を紙で行いたいが、どこに行けばもらえますか？ | 【6月11日（金）から配布】 1) 熊本県庁本館1階の情報プラザ（熊本市中央区水前寺6丁目18番地1号） 【6月14日（月）から配布】 2) 熊本市役所本庁舎8階の経済政策課（熊本市中央区手取本町1番1号） 3) 熊本県各広域本部及び地域振興局（県央広域本部を除く10箇所） の12箇所です配布を行っています。 |
| 23 | 申請書に押印は必要ですか？ | 添付書類を含め、押印は不要です。 |
| 24 | 申請書類のうち、計算シート（様式1別紙2）の提出は必要ですか？ | 必ず提出をお願いします。 |
| 25 | 申請後、協力金はどれくらいでもらえますか？ | 申請受付後速やかに審査を行い、できる限り早期にお手元に届くよう努めます。 |
| 26 | 現金でもらえませんか？ | 現金支給はできません。 申請受付後速やかに審査を行い、後日、口座に振り込みます。 |
| 27 | 申請の方法は？ | 紙による申請以外に電子申請も可能です。詳しくは県HPをご覧ください。 |

■その他

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|-------------------------------|---|
| 28 | 営業時間を実際に短縮しているかどうか、調査は実施しますか？ | これまでも、飲食店等を対象とした見回り活動を行っており、今後も確認を実施していく予定です。 なお、交付要件を満たさない事実、虚偽申請、不正受給などが発覚した場合は、協力金の返還や協力金と同額の違約金を請求する場合があります。 |